

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和3年第10回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 一丸委員、灘波委員が欠席で、13名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。10番野原委員11番 河野委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号42番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■■■■■■■、地目が畑、面積は525㎡です。渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■■■■■■■さん、受人は、安岐町成久の■■■■■■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないため。受人は、経営規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号43番 土地の所在は、安岐町糸永字■■■■■■■■■■、地目が畑、面積は41㎡です。他に田が3筆、畑が1筆、合計5筆、面積は3,825㎡です。渡人は、安岐町下原の■■■■■■■■■■さん、受人は安岐町下原の■■■■■■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、後継者がいなく、管理できないため。受人は、当地域にて農業を継続して営んでいくためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>議案第58号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可</p>

<p>議 長</p>	<p>申請の申請番号42番、43番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第58号 申請番号42番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号42番については、全会一致で承認されました。次に申請番号43番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号43番については、全会一致で承認されました。次に議案第59号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第59号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が7筆で10,162㎡、内訳は田のみで、すべて新規設定です。</p> <p>詳細につきましては、資料の3ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第59号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第59号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第59号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第60号 農用地利用配分計画について、事務局よ</p>

議 長	り説明をお願いします。
事務局	<p>議案第60号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。先ほど議案第59号でご説明させていただいた農地利用集積計画の全筆がこの農用地利用配分計画にあたります。</p> <p>詳細につきましては、資料の5ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第60号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第60号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第60号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第61号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号38番 農地の所在は国東町田深字■■■■■■ 地目は畑 面積は105㎡です。申請人は大分市の■■■■さん、申請事由は平成15年ころまで、母が土地の管理をしていたが、施設入所後管理ができず、現状、荒廃地となっており、畑に戻すことは不可能なためです。</p> <p>申請番号39番 農地の所在は国見町榎海字■■■■■■ ■■■■■■ 地目は畑 面積は76㎡です。同じく■■■■■■ 地目は畑、面積は31㎡の2筆です。申請人は栃木県足利市の■■■■さん、申請事由は、■■■■■■については、約70年前たばこ乾燥場として倉庫を建て、現在は、解体・整地をしており、砂利がしかれている。■■■■■■は、長年隣接地への進入路になっており、砂利が敷かれており、畑に戻すことは不可能なためです。始末書が添付されています。</p>

議 長	<p>議案第 6 1 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 6 1 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号 3 8 号について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号 3 8 番については、全会一致で承認されました。次に申請番号 3 9 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号 3 9 番については、全会一致で承認されました。次に議案第 6 2 号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 6 2 号 空き家に付随した農地の指定について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号 6 番 農地の所在は国見町伊美字 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積は 1 9 5 m²です。申請人は福岡市の [REDACTED] [REDACTED] さんです。所在等別添の資料でご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第 6 2 号 空き家に付随した農地の指定について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 6 2 号 空き家に付随した農地の指定について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 6 2 号については、全会一致で承認されました。以上で議案は終わりです。</p>

議 長	報告事項等ありませんか。 では、連絡事項をお願いします。
事務局	次回の総会は、10月8日（金）午後2時からこの201会議室で行います。出席方よろしくをお願いします。
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>